

## 会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時01分）

議 長（川村重光君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

予算特別委員会に付託してありました令和5年度予算関係、議案第16号から第22号までの7件について、審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで予算特別委員会委員長の報告を求めます。

5番、杉山茂夫君。

予算特別委員長（杉山茂夫君）

皆さん、おはようございます。

予算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

今議会定例会において予算特別委員会に付託されました令和5年度予算関係の議案第16号 令和5年度六戸町一般会計予算、議案第17号 令和5年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第18号 令和5年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第19号 令和5年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第20号 令和5年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第21号 令和5年度六戸町後期高齢者医療特別委員会予算、議案第22号 令

和5年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算を、去る3月7日、8日の2日間、予算特別委員会を開催し審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、簡単であります。予算特別委員会委員長の報告といたします。

議 長（川村重光君）

予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより議案第16号から議案第22号までの7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 令和5年度六戸町一般会計予算、議案第17号 令和5年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第18号 令和5年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第19号 令和5年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第20号 令和5年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第21号 令和5年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 令和5年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算、以上7件の議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

改めまして、おはようございます。

それでは、議案書1ページからになります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年1月30日、専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

3ページをご覧ください。

令和4年度六戸町一般会計補正予算（第6号）について、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,210万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億1,330万4,000円としたものであります。

それでは、補正の内容について、別冊の令和4年度補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

表紙には、令和5年1月30日と記載されている薄いほうの説明書になります。ご準備願います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。5ページをご覧ください。5ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費は、3目母子衛生費の18節負担金補助及び交付金に、妊娠時及び出産時にそれぞれ5万円を給付する出産・子育て応援給付金700万円を追加計上、6款農林水産業費、1項農業費は、3目農業振興費の18節負担金補助及び交付金に、令和4年8月豪雨に伴うながいも・ごぼう緊急対策支援事業補助金1,510万円を追加計上いたしました。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。3ページになります。

歳入につきましては、事業に伴う国や県からの補助金が主なものとなります。

まず、11款地方交付税、1項地方交付税は、1目地方交付税の普通交付税分を510万8,000円増額補正、15款国庫支出金、1項国庫負担金は、4目衛生費国庫負担金、3節母子衛生費補助金に出産・子育て応援給付金466万6,000円を追加計上。5目総務費国庫補助金、4節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、出産・子育て応援給付金事業の財源として116万円を増額計上いたしました。

16款県支出金、2項県補助金は、1目総務費県補助金、2節企画費県補助金に元気な地域づくり支援事業費補助金1,000万円を追加計上。3目衛生費県補助金、3節母子衛生費補助金に出産・子育て応援交付金116万6,000円を追加計上いたしました。

以上で承認第1号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4 議案第1号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（舘 泰之君）

それでは、議案第1号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明いたします。

議案書5ページをお開き願います。補足資料1ページもご参照願います。

変更内容につきましては、令和5年6月1日から構成団体に八戸市を加入させること並びに共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に八戸市及び十和田市を加えることから、青森県市町村総合事務組合規約の別表第1に八戸市を加え、別表第2第10号に八戸市及び十和田市を加えるものでございます。

附則のほうにつきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第2号 六戸町議会の個人情報の保護に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(舘 泰之君)

議案第2号 六戸町議会の個人情報の保護に関する条例案についてご説明いたします。

議案書は8ページからとなります。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、議会が地方公共団体の機関から適用除外されるため、六戸町議会の個人情報の保護に関し必要な事項を定めるため、新たに制定するものでございます。

内容につきましてご説明いたします。

9ページ、お願いいたします。

9ページの第1章総則では、第1条に本条例の目的を定めるもので、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定める旨を規定しております。

続いて、10ページの第2条に用語等の定義を定めまして、ちょっと飛びまして、14ページの第3条に議会の責務を規定しております。

続いて、第2章個人情報等の取扱いでは、第4条に個人情報の保有の制限等を定め、15ページの第5条に個人情報を取得する場合に利用目的の明示をすること定め、第6条に不適正

な利用の禁止を定め、16ページ、第7条に個人情報の適正な取得を定め、第8条に正確性の確保を定め、第9条に安全管理措置を定め、第10条に従事者の義務を定め、17ページ、第11条に漏えい等の通知を定め、第12条に利用及び提供の制限を定め、20ページまでいきまして、第13条に保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求を定め、21ページの第14条に個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求を定め、第15条に仮名加工情報の取扱いに係る義務を定め、22ページの第16条に匿名加工情報の取扱いに係る義務を規定しております。

続いて、23ページになります。

第3章個人情報ファイルでは、第17条に個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定しております。

続いて、26ページになります。

第4章開示、訂正及び利用停止でございます。

第1節開示につきましては、第18条から、36ページの第30条にかけまして、保有個人情報の開示に関することを規定しております。

続いて、36ページの第2節訂正については、第31条から、39ページの第37条にかけまして、保有個人情報の訂正に関することを規定しております。

続いて、40ページです。

40ページの第3節利用停止については、第38条から、43ページの第43条にかけまして、保有個人情報の利用の停止等に関することを規定しております。

43ページ、お願いいたします。

第4節審査請求については、第44条から、45ページの第46条にかけて、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等の審査請求に関することを規定しております。

続いて、45ページの第5章雑則になります。

第47条に適用除外を定め、46ページの48条に開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等を定め、第49条に個人情報の取扱いに関する苦情処理を定め、第50条に審査会への諮問を定め、第51条に施行の状況の公表を定め、47ページの第52条に、条例実施に関し必要な事項を議長が定める旨の委任を規定しております。

附則につきましては、施行日を定めるものでございます。

以上で議案第2号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 六戸町議会の個人情報の保護に関する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第3号 六戸町個人情報保護法施行条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（館 泰之君）



議案第3号 六戸町個人情報保護法施行条例案についてご説明いたします。

議案書は48ページからとなります。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報保護制度が全国統一のルールとなることから、現行の六戸町個人情報保護条例を廃止するとともに、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、新たな条例を制定するものでございます。

内容につきましてご説明いたします。

49ページの第1条につきまして、本条例の趣旨を定めるもので、個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条に用語等の定義を定め、第3条に開示請求に係る手数料を規定しております。

第4条に開示決定等の期限を開示決定までの期間について現行条例に合わせ15日以内と定め、50ページの第5条に、開示決定等の期限の特例を大量な場合などの開示決定までの期間について、現行条例に合わせ45日以内と規定しております。

第6条に審査会への諮問を定めるもので、六戸町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会に諮問することができる旨を規定しております。

51ページにまいりまして、附則として第1条は施行日を定めるものでございます。

第2条は、旧条例であります六戸町個人情報保護条例を廃止するものでございます。

52ページの第3条は、経過措置を定めるものでございます。

附則第4条に関連して、補足資料の3ページも併せてご参照いただければと思います。

附則の第4条は、本条例の制定及び旧条例の廃止、六戸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定などに関連しまして、六戸町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部改正でございます。諮問等の審議できるものについて整合性を図ったものになります。

以上で議案第3号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 六戸町個人情報保護法施行条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第4号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

議案第4号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書54ページをお開き願います。補足資料4ページも併せてご覧ください。

このたびの改正は、六戸小学校第一なかよし会の定員を厚生労働省が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従い、子供の情緒面への配慮や安全確保の観点から、適正規模となるよう40人とするものでございます。

なお、六戸小学校第一なかよし会の令和5年度の申込者数は27人でございます。

附則は、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第5号 六戸町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案を議

題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（吉田英輔君）

議案第5号 六戸町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書56ページをお開き願います。補足資料4ページも併せてご覧願います。

このたびの改正は、子ども医療費助成の実施期間を令和8年3月31まで3年間延長するものでございます。

附則は、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 六戸町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第6号 六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (円子国浩君)

議案第6号 六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書の58ページからになります。併せて、別冊の説明補足資料5ページの新旧対照表もご参照ください。

本条例案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、改正するものであります。

59ページをご覧ください。

今回の改正内容は、出産育児一時金を40万8,000円から48万8,000円に改正し、支給額を8万円引き上げるものであります。

なお、改正後の出産育児一時金の総支給額は、六戸町国民健康保険条例施行規則の加算額と合わせ50万円となります。

附則は、施行期日と経過措置を定めるものであります。

以上で議案第6号の説明といたします。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

日程第10 議案第7号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

議案第7号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

提出議案60ページから65ページになります。併せて、説明補足資料6ページからの新旧対照表もご参照願います。

本条例案は、道路法施行令の一部改正に伴い、準用している道路占用料の額を改定するため改正するものであります。

62ページをご覧願います。

第2条に規定する別表を改めるものであり、62ページから64ページまでの別表のとおり、占用物件ごとの道路占用料の額を改定するものであります。

65ページをお開き願います。

附則の第1項は、施行期日を令和5年4月1日とし、第2項は経過措置について定めるものであります。

以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 六戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第8号 町道の路線認定についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

議案第8号 町道の路線認定についてご説明いたします。

66ページからになります。別紙説明補足資料8ページからの図面も併せてご覧願います。

本案は、公衆用道路等を町道として整備するために、道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり町道の路線を認定するものであります。

67ページをご覧願います。

今回認定する路線は2路線あります。1つ目の路線が、整理番号437、路線名、第2館野線。起点、六戸町大字犬落瀬字柴山3番地157、終点、六戸町大字犬落瀬字柴山4番地168。2つ目の路線が、整理番号438、路線名、第3館野線。起点、六戸町大字犬落瀬字柴山4番地159、終点、六戸町大字犬落瀬字柴山39番地68。この2路線とも新規認定であります。

以上で議案第8号の説明を終わります。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)



質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 町道の路線認定については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第9号 令和4年度六戸町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(小林 章君)

議案書の68ページからになります。

議案第9号 令和4年度六戸町一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,571万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億8,759万2,000円とするものであります。

第2条の繰越明許費は、翌年度へ繰り越して使用する経費を定めるものであります。

繰越しする事業は、73ページの第2表、繰越明許費に記載のとおり、役場庁舎空調設備設置事業やスクールバス車内置き去り防止システム整備事業など、全部で10事業となります。

第3条の債務負担行為の補正については、74ページの第3表、債務負担行為補正のとおり、6件が追加となります。

第4条の地方債の補正については、75ページの第4表、地方債補正のとおり、減収補てん債の追加及び農村整備事業負担金の変更に伴う農林水産債の変更であります。

それでは、今回の補正の概要を、補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

表紙に令和5年3月と記載されている説明書になります。ご準備願います。

今回の補正は、年度末を迎えるに当たり、事業費等の確定や見込額の精査による補正が主なものとなりますので、補正額の大きいものや新たに追加計上されるものを中心にご説明したいと思います。

3ページをお開き願います。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

まず、11款地方交付税から4ページ上段の14款使用料及び手数料につきましては、交付額の確定や見込額の精査により、それぞれ所要額を計上しております。

4ページ中段から7ページ中段までの15款国庫支出金と16款県支出金につきましては、歳出における事業費との関連で、補助額や交付額の確定によりそれぞれ補正計上しておりますが、5ページ上段の2項国庫補助金で、3目教育費国庫補助金に、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策のための補助金が、小中学校合計で178万1,000円追加交付されております。

7ページ下段になります。18款寄附金、1項寄附金に一般寄附金100万円とふるさと納税1,487万2,000円、合わせて1,587万2,000円を増額計上いたしました。

8ページ上段になります。19款繰入金につきましては、主に歳入歳出収支の財源調整であり、財政調整基金繰入金の減額など、項の計で4,464万1,000円の減額補正となります。

次に、歳出の主な項目についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、人件費を含めた全般にわたり事業費等の確定や見込額の精査により、所要額を計上しております。

まず、11ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費ですが、次の12ページ、5目財産管理費の24節積立金に、ふるさと基金への積立金1,487万2,000円を増額計上。7目企画費は、18節負担金補助及び交付金に、町地域幹線系統確保維持費補助金166万5,000円と域内生活交通路線維持費補助金63万5,000円を追加計上。9目町民バス運行費は、17節備品購入費に車内置き去り防止シ

システムほかで126万円を追加計上。10目まちづくり推進費は、7節報償費のふるさと納税寄付謝礼を461万円増額補正。

13ページ、11目諸費は、18節負担金、補助及び交付金の補助金の町内会等管理防犯灯電気料補助金を142万2,000円増額補正いたしました。しかしながら、1項総務管理費全体では、事業費の確定による町民バス運行業務委託料等の減額により、項の計では1,966万3,000円の減額補正となります。

次は、15ページ下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費は、各種補助金や各特別会計繰出金の減額、また、次の16ページになりますが、2目老人福祉費では、実績見込額の精査により扶助費を減額し、項の計では2,318万1,000円の減額補正となります。

17ページの2項児童福祉費は、2目児童措置費の22節償還金、利子および割引料に国庫補助金返還金573万円を追加計上したものの、実績見込額の精査による扶助費や委託料の減額により、項の計では1,385万2,000円の減額補正となります。

18ページ、4款衛生費、1項保健衛生費は、2目予防費の22節償還金、利子および割引料に新型コロナワクチン接種に係る国庫補助金等の返還金1,013万5,000円を追加計上いたしましたが、実績見込額の精査により扶助費等を減額し、項の計では603万6,000円の増額補正となります。

6款農林水産業費、1項農業費は、19ページの3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金の農業肥料等高騰対策事業補助金を2,307万円減額し、次の20ページ、4目畜産業費、18節負担金補助及び交付金では、黒毛和種繁殖雌子牛導入支援事業補助金を366万2,000円減額するなどし、項の計で3,276万3,000円の減額補正となります。

次は、22ページ、8款土木費になります。

8款土木費、1項土木管理費は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、老朽危険空き家除却事業と空き家リフォーム事業を事業費の確定により減額補正いたしました。

2項道路橋りょう費は、2目道路橋りょう維持費と、次のページの3目道路新設改良費において、ほとんどが事業費の確定により減額となりましたが、2目道路橋りょう維持費、12節委託料の道路除雪業務を増額補正したことにより、項の計では853万6,000円の増額補正となります。

24ページになります。

4項都市計画費は、4目下水道費において、下水道事業特別会計繰出金を7,080万6,000

円増額補正しております。

次は、25ページ下段からの10款教育費になります。

まず、1項教育総務費は、ほとんどが事業費の確定によるもので、項の計では、次のページになりますが、781万8,000円の減額補正となります。

27ページの2項小学校費、1目学校管理費は、17節備品購入費に新型コロナウイルス感染症予防のための学校保健特別対策事業により、空気清浄機ほかで262万2,000円を追加計上いたしました。

3項中学校費も小学校費と同様に、1目学校管理費の17節備品購入費に空気清浄機ほかで102万円を追加計上しております。

28ページ、4項社会教育費は、2目公民館費と3目図書館費において、燃料費や光熱水費を増額したことにより、項の計で122万円の増額補正となります。

5項保健体育費は、1目保健体育総務費の7節報償費で、東北大会・全国大会出場激励金を15万円増額し、2目体育施設費では、燃料費と光熱水費を増額したことにより、項の計で140万9,000円の増額補正となります。

以上で議案第9号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

7番、高坂茂君。

7 番（高坂 茂君）

12ページの総務管理費の9目町民バス運行費、委託料が減額になっております、2,700何がしか。この内訳というんですか、どうしてこういう減額になっているのか。それを教えてくださいたいと思います。

議 長（川村重光君）

総務課長。

総務課長（舘 泰之君）

お答えいたします。

令和4年度なんですが、こちらのバスの運行業務について、3年間の長期継続契約ということでの入札のほう、実施いたしました。予算を計上したものよりも入札のほうが低かったため、その差額についての減額となります。

以上です。

議 長（川村重光君）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

議 長（川村重光君）

そのほかございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 令和4年度六戸町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第10号 令和4年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

議案第10号 令和4年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案書の76ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入予算を調整するものであります。その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の37ページをご覧ください。

歳入については、中段の7款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金の確定に基づき、項の計で272万9,000円を増額し、下段の同じく2項基金繰入金、1目国民健康保険事業基金繰入金は272万8,000円の減額計上となりました。

39ページにつきましては、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分の財源充当の変更を行うものであります。

以上で議案第10号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和4年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第11号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第11号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

78ページからになります。

第1条ですが、今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,373万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億291万円とするもの

であります。

第2条の継続費の補正は、81ページ上段の第2表のとおり、年割額を変更するものであります。

第3条の繰越明許費は、翌年度に繰越して使用する経費を定めるものであり、その内容につきましては、81ページ下段の第3表のとおり、小松ヶ丘污水管渠更生工事事業について繰越しするものであります。

第4条の債務負担行為については、82ページ上段の第4表のとおり、期間、限度額を定めるものであります。

第5条の地方債の補正については、82ページ下段の第5表のとおり、下水道事業債の限度額を変更するものであります。

それでは、今回の補正の概要を、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

43ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

ページ上段の3款国庫支出金、1項国庫補助金では、社会資本整備総合交付金の対象工事費の減額により、下水道費国庫補助金を7,950万円減額計上いたしました。

ページ中段の5款繰入金、1項他会計繰入金では、消費税申告還付金等の減額により、一般会計繰入金を7,080万6,000円増額計上いたしました。

ページ下段の7款諸収入、2項雑入では、令和3年度会計において、課税仕入れとなる工事請負費が繰越した額は4億1,282万円ですが、工事費の繰越額が大幅に減額になったことなどにより、消費税申告還付金を5,646万4,000円減額計上いたしました。

44ページをお開き願います。

8款町債、1項町債には、流域下水道事業建設負担金の減額による流域下水道事業債810万円を減額計上したほか、小松ヶ丘処理区流域下水道接続工事の減額による下水道事業債7,950万円を減額計上し、項の計で8,760万円を減額計上いたしました。

45ページをお開き願います。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

ページ上段の1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費は、10節需用費の光熱水費において、不足となるマンホールポンプ等の電気料274万2,000円を増額計上したほか、14節工事請負費において、污水管渠のひび割れを補修するため、小松ヶ丘污水管渠更生工事ほかで530万円を増額計上し、項の計で864万2,000円を増額計上いたしました。



下段の2項建設事業費、1目建設費の14節工事請負費は、小松ヶ丘処理区流域下水道接続工事での処理場撤去工事において、アスベスト処理の見込量が大幅に減少したことなどにより、1億5,500万円を減額計上したほか、18節負担金、補助及び交付金において、県の馬淵川流域下水道事業の建設負担金の減額に伴い805万2,000円を減額計上し、項の計で1億6,237万9,000円を減額計上いたしました。

以上で議案第11号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和4年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第12号 令和4年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第12号 令和4年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

83ページからになります。

第1条ですが、今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,163万7,000円とするものであります。

第2条の継続費の補正は、86ページの第2表のとおり、年割額を変更するものであります。それでは、今回の補正予算の内容を、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。49ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

ページ上段の2款使用料及び手数料、1項使用料では、農業集落排水使用料の滞納繰越分を精査により14万6,000円を減額計上いたしました。

4款繰入金、1項他会計繰入金では、施設維持管理経費等の減額により、一般会計繰入金を235万円を減額計上いたしました。

51ページをお開き願います。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費は、10節需用費において、施設の電気料の精査により減額計上したほか、工事請負費において、マンホールポンプ通報装置交換工事の執行残について減額し、項の計で250万1,000円を減額計上いたしました。

以上で議案第12号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)  
質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)  
ご異議なしと認め、討論を省略いたします。  
これより議案第12号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、議案第12号 令和4年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決いたしました。  
次に、日程第16 議案第13号 令和4年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。  
福祉課長。

福祉課長 (吉田英輔君)

議案第13号 令和4年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書87ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額から8,125万円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億9,026万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

55ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料では、1目第1号被保険者保険料に収入見込みにより224万5,000円を減額計上いたしました。

次のページでございます。

5款国庫支出金から58ページの9款繰入金までは、保険給付費との関連におきまして財源を調整したものでございます。

59ページをお開き願います。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費に人件費の精査により896万2,000円を減額計上いたしました。

次のページでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、実績見込みにより、1目居宅介護サービス給付費ほかで、項の計で2,700万円を減額計上いたしました。

次のページでございます。

同じく4項高額介護サービス等費では、1目高額介護サービス費に実績見込みにより300万円を減額計上いたしました。

同じく6項特定入所者介護サービス等費では、1目特定入所者介護サービス費に実績見込みにより100万円を減額計上いたしました。

次のページでございます。

4款基金積立金、1項基金積立金では、1目介護保険財政調整基金積立金に事業運用益の減を見込み、3,903万5,000円を減額計上いたしました。

次のページでございます。

5款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費では、実績見込みにより、3目包

括的・継続的ケアマネジメント支援事業費ほかで、項の計で171万3,000円を減額計上いたしました。

以上で議案第13号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 令和4年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第14号 令和4年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

3号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長(円子国浩君)

議案第14号 令和4年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

議案書の90ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から818万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,253万1,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づき説明いたします。

説明書の71ページをご覧ください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料は、収納見込額の精査により、項の計で702万4,000円を減額計上いたしました。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の確定により、項の計で110万3,000円を減額し、4款繰越金、1項繰越金は、前年度繰越金の確定により17万8,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

73ページをご覧ください。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金は、県後期高齢者医療広域連合負担金の確定見込みにより794万4,000円を減額し、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、保険料返還金を24万5,000円減額計上いたしました。

以上で議案第14号の説明といたします。

議長(川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 令和4年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

皆さん、このまま続けてもよろしいですか。あともう少しだと思いますので。

じゃ、続けます。

次に、日程第18 議案第15号 令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（辻浦宗典君）

議案第15号 令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案書92ページをお開き願います。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ474万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,782万円とするものであります。

第2条の繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用する経費を定めるものであり、その内容につきましては、95ページの第2表のとおり、医療用機械器具購入事業について繰り越すものであります。

それでは、このたびの補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

77ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款診療収入、1項診療収入、2目諸検診等収入の474万1,000円の増額でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種の実施医療機関に支払われる接種費用を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の17節備品購入費に、整形外科外来用複写伝票プリンタほか、購入費として23万1,000円を計上いたしました。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費の17節備品購入費に、超音波骨密度測定装置と体外式超音波診療用プローブの購入費として451万円を計上いたしました。

以上で議案第15号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 令和4年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第23号 負担付き贈与の受納についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (小林 章君)

議案書127ページからになります。

議案第23号 負担付き贈与の受納についてご説明申し上げます。

本案件は、青森県立六戸高等学校の土地建物等を六戸町立義務教育学校及び六戸町立図書館として利用するため、青森県所有の土地建物等を受納するもので、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

128ページをご覧願います。

まず、1、贈与者は青森県であります。

2、贈与の目的は、六戸町立義務教育学校及び六戸町立図書館の用途として利用するためであります。

3、譲与の条件は、契約締結の日から10年間、六戸町立義務教育学校及び六戸町立図書館の用途として利用するものであります。

4、受け入れる財産は、129ページから130ページの別表受納財産物件一覧表に記載のとおりであり、1、土地は六戸町大字犬落瀬字坪毛沢25番163の1筆、2、建物は校舎等4棟、3、工作物は24件であります。

以上で議案第23号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 負担付き贈与の受納については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第24号 工事の請負契約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第24号 工事の請負契約の変更についてご説明いたします。

131ページからになります。

本案は、次のとおり工事の請負契約の一部を変更するものであります。

1、工事の表示。

(1) 名称、小松ヶ丘処理区流域下水道接続20工区（処理場撤去）工事。

(2) 場所、六戸町小松ヶ丘地内。

2、契約金額。変更前2億7,369万1,000円、変更後2億8,609万9,000円。金額は消費税を含むものでございます。

3、契約の相手方。住所、六戸町大字犬落瀬字千刈田2番地8号、会社名、株式会社佐藤建設工業、代表者名、代表取締役、佐藤陽大。

それでは、工事の変更概要につきまして、説明補足資料によりご説明いたします。

資料の10ページをお開き願います。

1、変更概要ですが、1つ目が、構造物取壊工の増加であります。処理場の水槽の取壊しにおいて水槽の厚さが設計値より厚いことから、コンクリート取壊しを322立米、コンクリート処分費129トンを増加するものであります。

2つ目が土工の増加であります。構造物取壊工の増加により、埋戻土2,900立米を増加するものであります。

2、変更金額は、1,240万8,000円の追加であります。

以上で議案第24号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 工事の請負契約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 各常任委員会所管事項調査付託を議題といたします。

このたび、総務常任委員会委員長、杉山茂夫君、産業民生常任委員会委員長、久田伸一君から、所管事項について閉会中も委員会活動及び調査等を実施したい旨、六戸町議会会議規則第73条の規定により、継続調査申出書が議長に提出されております。

なお、各常任委員会の調査事項等の内容につきましては、お手元に配付してあります継続調査申出書のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

期間は令和5年3月議会定例会終了後から令和5年4月30日までであります。

以上、各常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの委員会に付託の上、継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

閉会（午前11時17分）